

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第二編 治安対策

第一章 警察法改正の動き

改正の準備

警察を中央集権化して政府による支配を強めようとする努力は本年もひきつづきおこなわれたが、まず一月二日には全国都道府県公安委員連絡協議会で要旨次のような改正案をきめ犬養法相に提示した。

- 一、警察は国警一本とし、その単位は都府県別とする。(北海道は「方面隊」を設け、方面隊別とする)
- 二、警察国家の復元を阻止するため公安委員会をつぎのような組織で存続させ、その権限を明確化する。

(1)中央に中央公安委員会を置いて行政管理を行い、地方には都府県および方面公安委員会を置き、運営管理を行う。(2)人事権は中央公安委員会が持つが、都府県および方面警察隊長の任免については事前に地方公安委員会に通知して、その意見を聴取しなければならない。

- 三、経費は国庫負担とする。ただしその一部を都道府県で負担することができる。

右の改正案に立脚して政府は一月二七日の閣議でこの問題をとりあげ次のような要綱をまとめたと伝えられた。

- 一、市町村自治体警察を廃止して府県単位の警察とする。
- 一、首都警察は別に考慮する。
- 一、公安委員会制度は存続させ、国家公安委員のほか都道府県にも公安委員会を設ける。
- 一、国家および府県公安委員会は警察の一部行政管理および運営管理を監督する。
- 一、府県警察隊長の任免は国家地方警察本部長官が府県公安委員会の意見をきいて行う。
- 一、警察官の身分は国家公務員とする。
- 一、警察費は国庫負担とするが、一部を府県の負担としうる。

しかし敗戦後の警察制度が国家地方警察と自治体警察の二本建であるため連絡がわるく、また人員・資材の点で不経済であること、自治体警察の取締りが情実に流れやすく厳正を欠いていること、などの欠陥をもっているため非能率的であるという考え方を前提とする右の改正案は、警察制度の逆行であるとして全国市長会や全国自治体警察公安委員会連絡協議会(自公連)などは反対の意見を表明し、一般世論も政府案に対しては否定的であった。たとえば自公連は二月五日東京警視庁で警察法改正対策委員会を開き、次のような案を決定している。

- 一、自公連としては現在の警察を国警に一本化することには強く反対、このむね政府と国会に申入れる。

- 一、現在の都市警察はそのままとする。廃止する場合は住民の意思により決定する。
- 一、都市警察を置いていない地域(現在国警の担任地域)には、都道府県警察を置く。
- 一、都市警察にも都道府県警察にもそれぞれの公安委員会を置きその権限は現在の自治体公安委員会と同じとする。(警察長の任免を含む)
- 一、中央に中央公安委員会(仮称中央警察庁)を置いて、現在国家公安委員会と国警本部に属している仕事を行う。
- 一、暴動などの非常事態に際しては、都道府県単位の連合機動隊を組織する。
- 一、国家的な重大事件に要する費用は国の負担とし、その他はすべて各自治体の負担とする。

このような反対と国会における野党の攻撃が予想されるにもかかわらず、政府は法案作成の準備をすすめ、政府部内や自由党との不一致の調整につとめた結果、二月一七日次のような要綱を閣議決定した。この最終案は、国家公安委員会を単なる諮問機関とし、管区本部を廃止し、大臣である治安警察庁長官が警察行政に対する一切の指揮監督権をにぎるなど、警察国家、政治警察の復活を露骨にうちだしている。

一、目的 現行警察制度に関してはその運営の実績に徴し民主警察の美点を保持するとともに現在の諸情勢にかんがみ不相当と認められるところを是正しもって治安の確保と責任の明確化をはかる。

二、中央組織と機構 (1)治安警察に関し責任大臣をおく (2)大臣の権限はおおむね法律に列挙する国家の治安事務に限定する (3)大臣はその権限に属する事務については都道府県警察を指揮監督する (4)警察行政の府として治安警察庁(仮称)を置く (5)国家公安委員会はこれを置く (6)国家公安委員会は大体諮問機関とする (7)現在の国警長官はこれを次長とし、大臣が国家公安委員会の意見をきいて任免する。

三、地方組織と機構 (1)都道府県単位の地方警察を置く (2)国家地方警察は廃止する (3)市町村自治警察は廃止する (4)都道府県に公安委員会を置く (5)都道府県公安委員会は行政管理および運営管理を司る (6)都道府県公安委員会は警察職員の考課、罷免勧告等を行う (7)都道府県警察職員のうち警視以上のものは国家公務員とし、その他は地方公務員とする (8)警視総監は大臣が国家公安委員会および東京都公安委員の意見をきいて任免する (9)道府県警察長(治安長)は道府県公安委員会の意見を聞いて大臣が任免する (10)都道府県警察長は公安委員会の意見を聞いて警察職員を任免する (11)公安委員の数を五名とし、(うち副知事、県議一名を含む)資格要件はこれを緩和する (12)人口七十万以上の大都市には都道府県のそれに準ずるものを置くことを得 (13)北海道警察にはその下に数個の方面隊を置きその隊長の資格、任免等は都道府県警察長の場合に準ずる。

四、経費負担その他 (1)警察に要する経費は都道府県の負担とする (2)国家公務員である警察職員の給与装備、国家的警察事務活動等に要する経費は国庫負担とする (3)都道府県警察費の一部は特定の割合または種類により国庫補助金を支給する (4)警察職員の定数は一割ないし一割五分程度縮減することとし欠員不補充その他により漸次整理する (5)新制度の実施によって生ずる給与その他の不均衡については適当に是正し、本人の不利益にならぬよう適当の措置を講ずる (6)国家消防本部はこれを警察長官である大臣の下におく (7)昭和二十八年度に限り府県警察の経費財源の一部を従前の国および市町村警察が負担していた限度において国および市町村に負担させることが出来るものとする (8)この改正は昭和二十八年十月一日より実施。

- この改正案にもとづく警察庁の権限は改正要綱別記として次のようにかかげることになった。
- 一、国の利害に係り、または国内全般に関係、もしくは影響ある事項その他治安維持上必要なる事項
 - 二、国の非常事態に対処するための計画
 - 三、警察教養
 - 四、警察通信
 - 五、犯罪鑑識
 - 六、警察職員の勤務および活動の準則
 - 七、前号に掲げるもののほか警察に関し統一処理を要する事項
 - 八、皇宮警察

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
